

記者発表（資料配布）		本紙を含めA4：2枚	
月／日（曜日）	担当部課名	電話番号	発表者名 （担当者名）
令和3年2月12日（金） 午後7時10分	総務課 総務人事室	0790-82-2549	

件名：職員の懲戒処分について

このたび、下記のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

記

1. 処分対象者及び処分内容

処分対象者	処分内容
教育委員会 教育課 室長補佐 49歳 男性	停職1年

2. 処分年月日

令和3年2月12日

3. 処分の事実

上記の者は、令和2年12月11日佐用町役場第一庁舎本館3階女性専用トイレの換気扇内に自身が以前使用していたスマートフォンを盗撮目的で設置した。その犯行を女性職員が発見した際、捜査機関への通報及び上司への報告等、適切な対応をさせるべきところ、犯行が明るみに出ることを恐れ、室長補佐の立場を利用し行わせなかった。また、自らが捜査機関への届け出を行ったように装い、虚偽の報告を行った。さらに、証拠品となるスマートフォンのデータ削除及び破壊を行うなど、自身の保身のために捜査の進展を遅らせる行為を行ったが、兵庫県迷惑防止条例違反の容疑で令和3年2月2日、兵庫県警に逮捕され、同年2月12日、略式命令により罰金刑に処せられた。

4. 処分の根拠

【懲戒処分の適用条項】

地方公務員法第29条第1項

5. 町長コメント

このたびの本町職員の逮捕起訴という絶対にあってはならない事案の発生により、町政に対する信頼を損ない、また不信を招く結果となりましたことを、改めて心からお詫び申し上げます。

このたびのことは人としてあるまじき行為であり、二度とこのようなことがないように、改めて全職員に対して、社会人としての自覚を促し、法令の遵守を徹底するとともに、町政に対する信頼回復に全力で取り組んでまいります。

6. 教育長コメント

このたび、本教育委員会の職員がこのような犯罪で逮捕されたことは、教育行政の根底に関わることであり、まさに痛恨の極みであります。

また、町民の皆様の信頼を著しく損なう結果となったことについて、心からお詫びを申し上げます。大変申し訳ありません。

今後は、職員の法令遵守を一層徹底しながら、再発防止と一刻も早い信頼回復に教育委員会をあげて全力で取り組んでまいります。